

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年 災		事 項		契 約	令和3年2月22日
工事番号	20-36220-0242	工 事 名	施設災害復旧（元年災）0202工事	着 工	令和3年4月2日
入札執行年月日	令和3年2月3日	発 注 種 別	一般土木工事	完 成	令和4年2月15日
審 議 番 号	公 所	本 庁		予 定 価 格	
路 線・河 川 名	仁井田大堰地区				
工 事 箇 所	須賀川市舘ヶ岡地内			84,422,800	
至					
工 事 概 要	頭首工復旧工 N=1箇所				

業 者 コ ー ド 業 者 名	落 札 者 の 住 所		
	入 札 額 及 び 再 入 札 額		落 札 額 (契 約 額)
100002257 株式会社横山建設	福島県須賀川市加治町4-5		
	(1) 76,600,000	(2)	84,260,000
	(3)	(4)	
100002194 株式会社榊原建設	(1) 辞退	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等委託の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式3（裏面）

随意契約とした理由及び見積りの相手方を選定した理由

「随意契約とした理由」

本工事は、令和元年東日本台風によって被災した農業用水を取水するための頭首工の復旧工事である。

今年度のかんがい期間は応急工事による仮取水で対応し、その間、復旧工事に必要な協議や用地取得交渉を進めてきたが、来年度以降の安定的なかんがい用水の取水のためには、早期に復旧工事に着手する必要があり、本工事は緊急を要する。

よって、本工事は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）の規定により随意契約としたものである。

「見積りの相手方を選定した理由」

本工事は、一級河川阿武隈川水系滑川の頭首工復旧工事であるため、河川災害復旧工事の施工能力を有し、かつ地域の実情に精通し、豊富な経験と実績を持つ者であることを勘案し須賀川市内に本社のある10者を選定し、見積合せを行ったが不調となった。そのため、再度の応札意思を確認し、応札意思を示した2者を選定した。